

ソロンの改革における セイサクティア（重荷おろし）〈一〉

安藤 弘

はじめに

前594年のアテネでは、ソロンがアルコン（執政官）にえらばれた。かれは対立して争う貴族と民衆のあいだの調停者となり、画期的な政策をうちだしていった。この改革が古典期のアテネの隆盛に大きな意味をもっていたことはいうまでもない。そのとき第一の政策としてとりあげられたのがセイサクティア（重荷おろし）であった。

このセイサクティアは、ギリシア語で *σεισάχθεια* (seisachtheia) と書く。意味は、*σείω* (seio) 「ふるう、ゆする」と *ἀχθός* (achthos) 「重荷、苦しみ」の二語の合成語で、「重荷のふるいおとし」、いいかえれば、負債の帳消しのことである。

セイサクティアは、ソロン改革の要石の一つであるだけに研究史の積みかさねは古い。しかし研究文献は必ずしもゆたかとはいはず、実態は今だにつかみきれているとは思われない。原因の一つは、古代史研究にありがちのことだが、基本的な関係史料がきわめてとぼしいためである。史料としては、ソロン自身の詩篇、アリストテレスの「アテナイ人の国制」、プルタルコスの「ソロン傳」の記事ぐらいで、それ以外は、史料として値打ちが高いとはいいくらい断片的な後代の記事にすぎない。のために、セイサクティアについては、あまりくわしくは傳えられていないし、内容、動機や意義にはつきりしない点が多い。このことが、ソロンの改革そのものの評価を、まちまちで、あいまいなものにしている一因といえよう。

したがって、この問題について研究をふかめていくためには、これまでのようにソロンのセイサクティアを直接に記したアテネ関係の史料にたよっているだけでは自ら限界があり、一層の発展はのぞみにくい。

そこで、アテネ以外のギリシア、さらにすすんで古代ローマその他のヨーロッパの国々、またオリエント、アジア、日本などの国々にも生じた同じ負債の帳消しの歴史にも目をむけ、比較研究をおこなうことが必要になってくる。この比較研究をすすめながら、アテネ関係のセイサクティア史料を見直していくときに、ソロンの改革のセイサクティアが、これまでの理解とは異なる新しい姿をあらわしてくるのではないかと思う。

(一) ギリシアにおけるセイサクティア

まず基本文献となるアテネの史料から見てみよう。

もっとも重要な同時代史料であるソロン自身の詩篇は後でとりあげるとして、時代がかなり下る前四世紀にアリストテレスが書いたといわれる『アテナイ人の国制』には、つぎのようにのべられている、⁽¹⁾

「……ソロンは政権を握った後、身体を抵当に取って金を貸すことを禁止して民衆を現在のみならず、将来も自由であるようにし、またいろいろの法律を定め公私の負債の帳消しを行なったが人々は重荷を振り落としたという意味でこれを重荷おろしと呼んでいる」。

また、時代がはるかに下る紀元後一、二世紀ごろにあらわされたプルタルコス英雄傳の「ソロン傳」によると、つぎのごとく記されている、⁽²⁾

「……かような工夫は負債の帳消しを重荷おろしと呼んだソロンをもって嚆矢とするらしい。これが彼の最初に実行した政策であり、現在の借財を廃棄し、今後は身体を抵当にとっての貸金を禁ずると決意した」。

さらにプルタルコスよりも一世紀ほど後の人と思われるディオゲネス・ラエルティオスは、その著『ギリシア哲学者列傳』のなかで、こう語っている、⁽³⁾

「ソロンはエクセケスティデスの子で、サラミスの人、彼がアテナイ人のためにまず第一にしてやったことは『重荷おろし』（負債の帳消し）であった。それは身体や財産を解放してやることだった。というのも、人びとは身体を担保に金を借りており、多くの者たちがその負債を払えないために、農奴の身分におちていたからである。そこで、彼には父親に貸しつけていた七タラントの債権があったのだが、自分がまずそれを放棄して、他の人びとにも自分にならうように勧めた。この法律は『重荷おろし』（セイサクティア）と呼ばれたが、そう呼ばれた理由は明白である」。

ここで、しばらくアテネからスパルタに目をむけると、セイサクティ

アを徹底させた政策ともいえる「土地の再分配」が、スパルタの改革者リュクルゴスについての伝承中に見出される、

「リュクルゴスの改革の第二の、かつ最も烈しいものは土地の再分配である。不均等が恐るべきものとなり、無産・貧困な多数の人が重荷として国に負わされ、富が完全に少数者の手中に流れ込んだので、彼は傲慢と羨望と悪意と贅沢と、それよりもいっそう古く、いっそう重大な国制の病氣である富と貧困を追い出そうとし、土地全体を公共のものとして提出して新たに分配しなおし、すべての人が生計において一様に、また等しい財産にあずかってともに生活し、不名誉なことに対する非難と立派なことに対する称賛によって決まるもの以外は、お互に何の差異も不平等もないものとして、徳性をもって第一位を追い求めるように説いて納得させたのである」。⁽⁴⁾

また第二次メッセンニア戦争（前660～650年）のときに、スパルタの平民のあいだから土地の再分配の要求がうまれて貴族階級をおびやかした。その結果、戦後にラコニアとメッセンニアの土地の再分配が行われたと傳えられている。⁽⁵⁾

さらに、これよりも四世紀ほど経た前242年にスパルタ王、アギスは、リュクルゴスの古法の復活をこころみ、土地の再分配と負債の帳消しをくわだてた。プルタルコスはつぎのように語る、⁽⁶⁾

「こうした情勢にもかかわらず、アギスは巧みに取り計らってリュサンドロスをエフォロスに就任させるや、ただちに、この人を通じて法律を『長老会』に提案させたが、その要点は以下のごとくであった、
『債務アル者達ハ、負債ヨリ解放セラルベキコト。

土地ハ再分配セラレ、ベルレーネーノ谷ヨリタユゲトス山脈オヨビマレアオヨビセルラシアニ至ル範囲ノ地域ニツイテハ、世襲農地四千五百口ガ、コノ範囲ノ外ニツイテハ、一万五千口ガ設定セラルベキコト、シカシテ、後者ハペリオイコイノウチ武器ヲ自弁シ得ル者達ニ、指定範囲ノ内部ハスパルタ市民タル者達ニ分配セラルベキモノトス……』」。

この法律は提示されたものの、長老たちの意見は合わなかった。アギスは、自分をはじめとして、母、祖母、親戚、さらに側近の者たちまで

も同じように所有財産をさしだすということを長老会で公然と語った。この青年王アギスの高邁な心に民衆は胸打たれ、三百年の年月を経て今こそスパルタ王にふさわしい人物が現れたと狂喜した。しかし、大胆なアギスの改革案も、結局は反対派のたくらみにさまたげられて実をむすべことはできず、王はかれらの手にかかるて殺害されてしまったのである。ただ負債の帳消しの方は、反対派のたくみな策謀によって土地の再分配とは切りはなしして実施された。そして債務者側から差しだされた「クラーリア」と呼ばれる書き付け類はアゴラ（広場）にあつめられ、全部ひとまとめにして火がつけられた。炎が立ちのぼると、金の貸し付けをしてきた富裕者たちは、はげしく悲しみつつ立ちさっていったという。ここに当時の負債の帳消しのやり方を具体的に垣間見ることができよう。⁽⁷⁾

アギス王が殺されたあと、かれを死に追いやった反対派の王、レオニダスは、アギスの王妃であったアギアティスを無理強いに自分の息子、クレオメネスに嫁^{とつ}がせた。妃は父ギュリッポスの家つき娘として莫大な財産を相続する資格をそなえていたうえに美貌と気立てのよさは他に類をみないものがあったからである。アギアティスはクレオメネスの妃となつたのちも、レオニダスを憎む気持ちにはかわりなかったが、夫の青年クレオメネスのためには、りっぱな、やさしい妻となつた。クレオメネスの方もひとたび妻にむかえいれると情愛をこめてアギアティスに接したのである。そして妃の口から先夫アギス王が心にいだきつつ果たせなかつた国政改革の意図を聞くうちに自ら遺志を実現しようと心に誓つようになった。⁽⁸⁾

やがて父レオニダスが死んで王位をつぐと、まず改革のさまたげになるエフォロス（監督官）の力を非常手段によって打ちくずし、スパルタ全国の土地の共有、債務者の負債の帳消し、さらに土地の再分配などの政策を実施しようとした。そして、「この債務の廃棄と財産の均等化はソロンとリュクルゴスの先例を忠実に見ならつたものである」と高らかに宣言し、王自らも財産を投げだして公共のものにした。義父のメギストスや側近者たち、つづいて市民たちも皆これにならつたので、ここに土地の再分配がおこなわれるようになった、と傳えられる。⁽⁹⁾しかしクレオメネス王は、相つぐ戦いのすえに、セラシアの地で決定的な敗北をこうむり、ついにエジプトの地で果てた。ために折角の改革も未完成のままにおわり、民衆が待ちのぞんでいた債務の帳消しは結局は実現をみずにおわつたようである。⁽¹⁰⁾

ここで、ふたたびアテネにもどると、前401年の陪審員の誓いと前338年のコリント同盟が定めた憲章のなかに、土地の再分配と負債の帳消しを拒否する条項がはいっている。これは、そのころ貧窮した大衆のあいだに高まっていた烈しい要求を映しだすとともに、逆にそれを押さえこもうとする権力の目指すところをしめしている。⁽¹¹⁾

このギリシア社会の状況をイソクラテスはつぎのように述べている、⁽¹²⁾

「（スパルタ以外の）ギリシアの町は数多いが、そのうちのただ一つとして慣習化している災害におちいらなかつた町を挙げたり、見いだしたりすることはできない。しかしどうかの癪しがたい禍いの例を何人も示すことは出来ないだろう」。

また前三世紀のアエトリア同盟の立法は、アエトリアの経済的な苦境に対処して、負債の軽減、あるいは免除をふくみ、同盟に属するひとひととの私法的な関係にふかく立ちいっていた。⁽¹³⁾

それから少し時代がさがった前二世紀末から前一世紀にかけてのギリシア世界をかんがえてみると、そこには少数者への富と権力の集中、貧富の争いの激化、下層民の生活状況の悪化、海賊の横行などがおこっていた。そして小アジアからギリシアにおよんだミトリダテスの反乱に呼びおこされて、各地に下層民や奴隸の蜂起が引きつづいて生じたのであった。⁽¹⁴⁾

たとえば、前116年にコンスル、Q. F. マキシムス (Maximus) がアカイアの町、デュメー (Dyme) にあてた書簡によると、⁽¹⁵⁾ その町の民衆は資産者階級に反抗して立ちあがり、文書類を蔵した記録所を焼き、負債の帳消し (*χρεοκοπία*, Chreocopia) を要求した。それは、これまでのべてきたギリシア社会革命の古代的スローガンである「土地の再分配と負債の帳消し」の修正型ともいえよう。この要求は、蜂起がやがて鎮圧されると、結局は実をむすびきらずにおわってしまうが、一時とはいえ「民主的」政府によって採択されたのである。

こうしてミトリダテスの反乱は地中海世界をはげしくゆりうごかし、ローマ支配下にあえいでいたギリシアの町々に自由への希望をあたえた。そして土地の再分配と負債の帳消しとを宣言し、在留外人に市民権をあたえ、奴隸を隸属から解放しようとした。⁽¹⁶⁾

いま、きわめてわずかな例をあげたにすぎないが、このような土地の再分配と負債の帳消しは、民衆の貧窮にともなう不満の爆発によって引きおこされた蜂起や社会的変革の一環として、史料的な裏づけはかならずしもゆたかではないにしろ、想像以上に広くそのころのギリシア各地でおこなわれたことと思われる。⁽¹⁷⁾ K. ポランニーが、ロストフツェフの言葉を引きながら次のようにのべているのは的を射ているといえよう、⁽¹⁸⁾

「『土地の再分配と債務の廃止』は単なる革命的謡い文句だったのではない。それはほとんどのギリシア都市の経済生活で実際起こった、苛酷ではあるが目ざましい出来事だった」。

(二) ギリシア以外の国々におけるセイサクティア

(イ) イスラエル

よく知られていることだが、古代イスラエルにヨベルの年というものがあった。これはヨベル (yôbel) と呼ばれる雄羊の角笛を吹きながらして、この年がきたことを告げ知らせたことによる、と傳えられれている。この「よろこびの年」は、七年に一度来る「安息の年」の原理が延長されたもので、五十年に一回守られたといわれる⁽¹⁹⁾ この年には、すでに売りはらわれていた不動産の権利が元の持ち主に無償でもどされ、奴隸はすべて隸属から解き放されたという。⁽²⁰⁾

初期のイスラエルでは、土地は世襲され、売買は禁じられていた。⁽²¹⁾ しかし後代になると売買はみとめられるようになっていった。⁽²²⁾ そのために自ら大地主と無産農民との対極的な社会階層ができ、こうしたきびしい社会構造からさまざまな社会悪が生まれてきた。ヨベルの年を設けたのは、土地が制限もなく個人的に所有されていくことを禁じて、自由と平等とを享有していた原初の土地均等分配の時代に帰ることを目指したものといえるだろう。⁽²³⁾

いま述べたように、土地は永代に売ってはならないというのがイスラエルの基本的な考え方であった（レビ記25：23）。したがって、たとえ土地を私有していても、それが売りはらわれた場合、売りはらった人の近親者が買いもどしたいと思ったときには、買いとった者は返却してやらなければならなかつた。このような考え方がもっともよくあらわれているのがヨベルの年の定めだったのである。⁽²⁴⁾

こうしてみると、ヨベルの年の定めによって、厳密な意味での土地の売買行為は取り消されてしまうことになる。つまり、このような所有権の売買は、実際上は何年間かの借地・借家ということにしかすぎない。したがって買いとった土地代金は、次のヨベルの年がくるまでの土地使用料の意味になろう（レビ記 25：14～17）。⁽²⁵⁾

また申命記に、こう記されている、

「七年目ごとに負債を免除しなさい。負債免除のしかたは次のとおりである。だれでも隣人に貸した者は皆、負債を免除しなければならない。同胞である隣人から取り立ててはならない。主が負債の免除を布告されたからである」（同書 15：1～3）。

ここにのべられている「ゆるしの年」という制度は、貧しい階級の実際生活に合うように、「ヨベルの年」にくらべると、さらに小さざみに七年毎に負債の帳消しをおこなうものである。⁽²⁶⁾

このようなヨベルの年の解放が実際におこなわれていたかどうかは、史料的にたしかめにくく、議論も分かれている。しかし、いずれにしろ、ヨベルの年という考え方方が事実として生まれてきたことの意味を問うていくことの方が、ここでは大切だと思う。⁽²⁷⁾

（口）メソポタミア

古代メソポタミアでは、「正義」あるいは「解放」などという表現を用いて、かぞえきれないほどの「徳政」令が公布されている。それは、前三千年紀後半から前七世紀にいたるまで引きつづきおこなわれ、十分に政治的・経済的な慣習としてみとめられていたものらしく、けっして無法で不当な方策ではなかったようである。この慣習は、とりわけ古バビロニア時代に盛んにおこなわれていたという。⁽²⁸⁾

内容は、国家に納めるべき滞納税の免除、公権力による私的な貸借の破棄、負債の帳消し（売買契約の破棄や売却地の無償取戻しなど）、さらに債務奴隸身分からの解放などである。⁽²⁹⁾

つぎに一、二例をあげてみよう、

「バビロン市のカールム及び国中のカールム、……文書において……徵税人に対して（？）……するところのライバースム（に関しては）、『前王第二一年』から『アンミーツアドゥカ王第一年』第一月までの

(期間内の)彼らの滞納税は、王が国中に正義を確立したことに伴い、免除される」（バビロン第一王朝アンミーツアドゥカの勅令、第三条）⁽³⁰⁾

「もし人を義務が捉え、彼の妻、彼の息子、あるいは彼の娘を銀で売却し、あるいは債務奴隸として与えた場合、彼らは、三年間は彼らの購入者あるいは彼らを拘束する者の家で働き、四年目には彼らの解放が確立されるものとする」（ハムラビ法典、第117条）⁽³¹⁾

また、バビロン第一王朝中期（前十八世紀）のものと思われるシッパル出土文書には、冒頭につぎのごとく記されている、

「我が主（＝王、ただし王名不詳）がシッパル市に黄金の松明を掲げ、彼を愛する太陽神に代って正義を確立した時に、兵士監督官某（人名略）、バビロン市の裁判官達、シッパルの裁判官達がシッパルに集い、シッパル住民の裁判を司り、耕地、家屋及び果樹園の購入文書を吟味し、正義の名のもとに破棄されるべき文書を破壊せしめた」。⁽³²⁾

（ハ）古代中国

中国では、漢代に借錢借粟の類の訴えを受けつけないことがあった。⁽³³⁾
また漢六朝のあいだに公私の債務を免除した明らかな例もある。⁽³⁴⁾

唐代に入っても、租税そのほか、官に対する債務を免除した例はすぐなくない。しかし私人相互間の免除の例ははっきりしていない。⁽³⁵⁾

ただ唐末には、条件付とはいえない私人間の免除の例がある。⁽³⁶⁾

五代の53年間（907～960年）の資料には、一地方あるいは領地の全体にたいして、条件付き、もしくは条件なしで民の公私の負債を免除した例をかなり数えることができる。免除の理由の多くは戦乱下の人民に休養を与えるためであった。⁽³⁷⁾

宋代に入ると、南宋期には免除令が割に多く出たようだが、北宋期には公私の債務免除の事例はあまり見あたらなくなる。⁽³⁸⁾

こうして中国の場合には、公私の債務の免除例が発せられたのは、五代を頂点とし、唐末と南宋期には多少とも関係資料が見られる。しかし、北宋期に入ると史料がきわめてすくなくなってくるようである。⁽³⁹⁾

（二）日本

君主は徳政をおこなって人民の愁いを除き福を招かなければならぬ

という中国思想にもとづいて、すでに奈良・平安時代から徳政令がだされていた。朱鳥元年（686年）七月に天武天皇が公私の出挙をすべて原免する勅令を発布して以来、奈良時代には二十回、平安時代に入っても十数回にわたって徳政がおこなわれたという。徳政発令の理由は、豊年、飢饉、人民の疲弊、大嘗祭などの場合で、政治的な救恤を意図したものだった。⁽⁴⁰⁾

鎌倉時代の後期から南北朝、室町時代にかけて徳政令はしばしば出された。売却地の取りもどし、債権債務の破棄などを定めた朝廷・幕府・守護大名などの法令であり、本来一種の政治改革である徳政のうちの一政策としておこなわれたものである。⁽⁴¹⁾

このように見えてくると、ソロンの改革におけるセイサクティアは、けつして外に例を見ない独自の歴史的な出来事ではなかったことがわかる。さしあたり細かな性格のちがいを度外視すれば、それはソロン以後のアテネ社会の変革期に何度もこころみられているし、スパルタその他のギリシアの国々でも、くりかえしあらわれる。またギリシアの外に目をむければ、古代イスラエルやバビロニアなどのオリエントの国々、さらに古代中国や日本のようなアジアの国々の歴史においても、しばしばおこなわれた政治的な方策であったことは、すでにのべたごとくである。

ここでは、セイサクティアと土地の再分配について、きわめて限られた範囲内の国々についてしらべてきたにすぎないが、さらに範囲をひろげていけば、想像以上に数多くの国々に類似の現象が見出されてくることと思われる。⁽⁴²⁾

このように古代社会において普遍的ともいえるほど広くおこなわれていたと考えられるセイサクティアには、どういった特質があるのだろうか。また時代により地域によって、どのような差異や変化発展があるのだろうか。さらに、いま問題にしているアルカイック期ギリシアにおけるソロンのセイサクティアは、その中にあってどういう位置づけ、意味づけがされるのだろうか。

（三）セイサクティアの意味

ふたたびアテネにもどって、ソロンのセイサクティアがおこなわれる直前の社会状況について考えてみよう。アリストテレスは、つぎの貴重な傳えをのこしている、

「この後、貴族と大衆とは久しく抗争することとなった。彼らの国制

は他の点でも全く寡頭的であったが、特に貧民に至っては男も子供も妻も富者も隸属していたからである。彼らはペラタイとか六分の一と呼ばれていた。それは彼らがこの割合の地代で富者の土地を耕したからである。すべての土地は少数者の手にあった。そしてもし地代を支払わねば当人もその子供らも奴隸におとされた。そしてソロンの時までは借財には誰でも身体を抵当にしたのであった。この人がはじめて民衆の指導者となったのであった。そこで大衆にとっては当時の制度のうち奴隸となるのが最も苦痛なことであった。しかし、その他の点についても彼らは不満であった。彼らは、いわば何物にも与り得なかつたからである」（『アテナイ人の国制』2の1～3、村川堅太郎訳）。

このアリストテレスの言葉のように、もしもソロン改革直前のアテネの社会情勢がきびしく切迫していたとしたら、現代の所有観念から見れば無法としかいえないセイサクティア（負債の帳消し）が、ことさらに武力を用いることもなくソロンによって行われたということは理解したい。それは、当然その時代の富裕な支配階級の利益に反した施策であり、これが実際に行われるためには強力な抵抗が予想されるからである。⁽⁴³⁾

したがって、この問題については、ここにあげたアリストテレスの記事そのものの信頼性への疑問をふくめて、これまでさまざまな説がだされてきた。しかし、いまだに十分な納得をあたえる説がでているとは思われない。

そこで、そのころのセイサクティアがもっていた実際の意味、さらに、その時代の所有観念について考え方直してみる必要がうまれてくる。そして、この時代における所有観念について考えていくうえで、まず取り上げなければならないのがマルセル・モース(Marcel Mauss)の『社会学と人類学』(Sociologie et Anthropologie, 1968)であろう。この画期的な著作の中で、モースはつきのように述べている、⁽⁴⁴⁾

「われわれは、物の法と人の法との間で、あるいはまた、人と物との間で明確な区別—この区別は現在では法曹家みずからによって批判が加えられてはいるが—がなされている社会で生活を営んでいる。この区別は基本的なものであって、現在の財産、譲渡、交換の諸体系の一部の要件そのものを構成する。ところで、この区別はわれわれがこれまで研究してきた社会規範には無縁のものである。またわれわれの文

明は、セム民族、ギリシャ民族、ローマ民族の諸文明このかた、債務・有償給付と贈与との区別を明確にする。しかし、これらの区別はこれら偉大な文明諸国の法においては比較的近時にいたって出現したのではないだろうか。これらの文明諸国はそのような非情で、打算的な気持ちをもたない前段階を経過してきたのではあるまいか。かれら自身も人と物とが混淆している義務的贈答制の慣習をかつて行なったことがあるのではないか。われわれはインド・ヨーロッパ諸民族の法の若干の特徴を分析するならば、かれら自身もこのような変遷をたどってきたことを証明することができるであろう。ローマにおいて、われわれはかのような変遷の痕跡を発見することができるし、また、インドならびにゲルマニアでは、われわれはこの法そのものが比較的近時にいたるまで作用しているのを見出すのである」。

このように、現代のわたしたちの社会ではほとんど自明になっている通念とはちがって、古代の社会では債務・有償給付と贈与との区別がはっきりとはついていないのである。一般的にいえば、物的財貨の生産と分配が非経済的な色合いの濃い社会関係のなかに埋めこまれているような社会では、所有権は譲渡されることなく、使用権だけが移る。そして、交換は使用権だけだから、おのずから時間的な限定を受けている。⁽⁴⁵⁾

さらに、こうした社会的な慣行の土台には、たとえ売りわたされた物であっても、それらの物は、なお靈魂をもち、その以前の所有者によって追い求められるとともに、その物自体も元の所有者のところに帰りたがっているという考え方がある。これは、近代の合理主義的な見方に慣れられているわたしたちには、およそ理解しがたい非合理的な考え方としか思われない。しかし固定した先入観をはずして考え直してみると、果たしてどちらが物にたいする真っ当な観念であるのか分からなくなってくる。⁽⁴⁶⁾

この問題について、モースは、古代ローマ人の場合を例にとりながら、つぎのように語る。⁽⁴⁷⁾

「本来、物（res）そのものが人格と効験をもっていたことは疑いない。物はユスチニアヌス法や現代の法が意味するがごとき生命をもたない実在ではない。まず、第一に、物は家族の一部を構成するものである。ローマの家族（familia）は単に人だけでなく、物（res）をも包含している。この定義は、学説彙纂（Digeste）のなかにもなお見

出され、しかも、古代に遡れば遡るほど、ファミリアということばの意味はその一部のレスを表わし、このレスは家族の食物や生活手段まで指すにいたっているということはきわめて注目すべきことである。……なおまた、物には二種類があった。ファミリアとペクーニア (pecunia)との間、換言すれば、家に付属する物（奴隸、馬、驃馬）と家畜小屋からはなれた野で生存する家畜との間に区別が設けられた。また、売買の形式に応じて、手中物 (res mancipi)と非手中物 (res nec mancipi)との間の区別も存在していた。不動産および子女すらをも包含し、貴重な財物を構成する前者については、その譲渡は握取行為 (mancipatio)，すなわち、手で握る (manu capere)という方式を履行しなければならなかった。……物は、本来は、無感覚な有体物、すなわち、今日のごとき取引の単純な受動的対象ではなかったに相違ない。この語の最上の語源の研究は、この語を梵語の贈り物、進物、気に入った物の意味をもつラ (*rah*)、ラチヒ (*ratih*)と対照するものであるようにおもわれる。レスはなによりもまず他の者を喜ばすものであったにちがいない。他方、物には常に、家の財産たることを示す印章あるいはしるしが付されていた。さればこそ、手中物については、儀式的引渡行為であるマンキパーチオーが法的紐帯を創設したということが理解される。というのは、受領者 (accipiens)に入手されてもなお、これらのものはしばらくの間は最初の所有者の〈家族〉の一部分として存在するからである。物は最初の所有者の家族に結びつけられており、また、現在の所有者が契約を履行することによって、換言すれば、対価として物、価格、労務を引き渡すことによって——このような引き渡しによって今度は最初の所有者が拘束を受けるのであるが——解放されるときまで、その物は現在の所有者を拘束するのである」。

そして、モースは問題を中国にまでひろげていきながら、こう語っている、⁽⁴⁸⁾

「……中国民族の偉大な文明は太古の時代から、われわれの注意を呼んでいる法の原則をたしかに維持してきた。それはあらゆる物とその最初の所有者との間の解消することができないつながりを認めている。今日でさえ、その財産の一つ——動産ですら——を売却した者は、生涯を通じて、買主にたいし、《その財産を哀悼する》ある種の権利を

失はない……。これは物にたいする追求権の一種で、人にたいする追求権と混りあい、しかも、売主は、その物が決定的に相手方の資産に没入し、契約上的一切の諸条件が成就されて、撤回されなくなったのちにいたるまで、しばらくの間、かような権利を留保するのである。譲渡された物——その物が代替性をもつと否とをとわず——のために、結ばれたきずなは一時的なものではなく、契約当事者は恒久的な相互依存関係にたつものとみなされる」。

さらにモースはつづける、⁽⁴⁹⁾

「中国の不動産法は、ゲルマン法や古代フランス法と同じように、買戻し条件附売買（Vente a réméré=活売）ならびに相続系統から外してはならない土地、財産が売渡されたときに、親族—遠親をも含むが—がそれらを買戻す権利一家産買戻（retrait lignager）と稱されるもの—を認める。……しかし、われわれはこの事実にたいして格別の考慮をはらうつもりはない。土地の明確な売買は、人類史上、とりわけ、中国では、ごく最近の現象である。それは、ローマ法でさえ、さらに、古代フランス法やゲルマン法においても、家産共有制ならびに家族の土地にたいする、逆に、土地の家族にたいする根強い執着—この証明はきわめて容易である—から生ずる多くの制限によって囲繞されていた。というのは、家は炉や土地であるため、土地が資本に関する法や経済の規制を免れるのは通常であるからである」。

こうモースが語っている問題について、仁井田陞はつぎのように考えている、⁽⁵⁰⁾

「もちろん、売主買主の間にあって、あらかじめある種の留保—たとえば買戻條件を附していることはまれではない。それについてはよほど古い起源をもったものと思うが、土地売買については六朝末六世紀のことが知られている。中田博士は關東風俗傳の『帖売者、帖荒七年、熟田五年、錢還地還』（通典卷二食貨に引く）を、日本固有法の本錢返、ドイツ中世法の Verkauf auf Wiederkauf 同じものと解されたことがあった。近来の地方慣習には、買戻條件附売買は、不動産の質（いわゆる古質）と抵当（いわゆる新貨、指地借錢）などともに、かなり広く行われている。買戻には、一定期限のついている場合と、

そのない場合とがあり、無期限のときは『錢便回贖』といわれる。…地方によっては証書の書き出しに、永代売買つまり死売をあらわした『杜売』、『絶売』の語がなくて、単に『売』とある場合には、しばしばかかる買戻條件附売買のことがあり、しかもそれに質、抵当のことさえある。……しかし杜売とか絶売とかあるからとて、必ず永代売買とすることはできない。杜売、絶売の形式を一応とりながら、証書のどこかに買戻約款が付されていることがあるからである」。

さらに西域で発見された取引法関係文書のなかに買戻條件付売買文書がふくまれている。これは敦煌文書のなかでもめずらしい例らしいが、スタイン文献1398号の宋太平興国七年（982年）二月の土地売買文書であり、永久的ではなく、買戻條件がかかっている点に特徴がある。⁽⁵¹⁾

このように、物（とくに土地）とその最初の持主（人）との深いかかわりは、世界史的にみて、かなり普遍的に見られる現象であるといえよう。それは日本にもはっきりと存在していたのである。

土地を売却する意味の「売る」という言葉を、日本の古代社会においてしらべてみると、それは近代におけるように所有権の完全な移転を示すのではなく、請戻し、買戻しがつねに前提とされていたらしい。⁽⁵²⁾

また中世社会における土地の売買形態は、元金を持参することによって請戻す本錢返し、期限付売却である年期売などにみられるように、土地の有期的、もしくは請戻し留保付売買がむしろ一般的であり、「取戻し不能の売買、確実に保護される債権」は、むしろ「不自然な売買、特異な貸借」であったこと、また没収地になお潜在する元の持主（本主）の再給与期待権などの存在により、中世社会のひとつにとて所有の移動は「仮りの姿」であると意識されていたようである。⁽⁵³⁾

この中世社会において、なお根強く残っている「所有の移動は『仮りの姿』である」という観念は、今日の「売る」に近い完全な所有権の移転を意味する「売る」の語が上から優勢になってくるとともに、しだいによわまってくる。しかし、この観念は、戦国時代まで、関東、四国、九州などの地方に根づよく存在し、また、近畿地方などにおいても、農民のあいだには残存していた。⁽⁵⁴⁾

このような「所有の移動は『仮りの姿』である」という考え方とは、「家族の土地に対する、逆に土地の家族に対する根強い執着」（モース）、いいかえれば、土地とその本来の所有者とのあいだに存在すると考えられた呪術的な交流を媒介にした一体感情であったといえよう。

こうした土地の所有観念が、長年にわたってつづけた耕作によって百姓が自分の土地の所有権をたしかなものにしていった観念の核心にあり、徳政の要求の正当性をささえるものであったと思われる。

そして、徳政の要求を正当化する土地所有の考え方の起源として、^{じおこし}地発（また地興、地起）という慣行が注目されている。これについて勝俣鎮夫はつぎのように述べる、⁽⁵⁵⁾

「この地発の本来の意味は、土地を開墾することと同じで、土地を息づかせる、すなわち土地の生命を付与する行為であった。……移転した土地、仮りの姿、擬人的にいえば、仮死状態の土地は、本主のもとに取戻すことによって生命をよみがえらせ、本来の姿に帰るという考え方である。このように把握するならば、笠松氏が明らかにした、徳政の本質は『復活』であるということと同じ意味で、地発をささえる観念の本質もまた、復活、再生＝一新であったのである」

また、この地発について村田修三が語っている言葉は、地発の本質的な性格について注目すべきである、⁽⁵⁶⁾

「全国的な拠点（京都、奈良）に、続いて地方的な拠点に徳政状況を作り出し、これを在地に持ち帰る、これが徳政一揆の基本的形態であった。徳政の問題を、徳政令に収斂させてとらえると、事態の一面しか見ることが出来ない。『徳政令が出た』ということよりも、『徳政と号する』一徳政だ、と叫んでまわる民衆の一種の熱狂状態（「地起し」）の現出の方が決定的な要素ではなかったろうか。支配者はこれに便乗し民衆の力をそらせる術心得てしまったので、室町幕府権力は一世紀間も余計に醜態をさらしつつ生き永らえることになったが、民衆の徳政状況も絶えることなく生き続けたのである。農村内部に日常的に潜在する徳政状況が政治的なきっかけを得て爆発する、これが徳政一揆の本質であった」。

註

1. Aristoteles, *Athenaiion Politeia* (アリストテレス『アテナイ人の国制』村川堅太郎訳) 6 : 1.
2. Plutarchos, *Bioi, "Solon"* (プルタルコス, 「ソロン伝」, 村川堅太郎訳) 15.
3. Diogenes Laertius, *Vitae Philosophorum* (ディオゲネス・ラエルティオス, 『ギリシア哲学者列伝』加来彰俊訳) 2 : 45.
4. Plutarchos, *Bioi, "Lycurgos"* (清永昭次訳) 8.
これはヘロドトスによれば、前九～十世紀のころの出来事とされているが、他の伝承によれば前八世紀その他まちまちの時代のこととみられている。
5. 「この種の内乱もスパルタにおいてメスセナ戦争のさいに起った—これはチュルタイオスの『良法』と呼ばれる詩から明らかである。すなわち或る人々は戦争のため窮迫して土地の再分配を要求したのである」(Aristoteles, *Politica*, 5 : 7, 1307a, 山本光雄訳)。
6. Plutarchos, *ibid*, "Agis", 8, 岩田拓郎訳.
7. Plutarchos, *ibid*, "Agis", 8~13, 同訳.
8. Plutarchos, *ibid*, "Cleomenes", 1~3, 岩田拓郎訳.
9. Plutarchos, *ibid*, "Cleomenes", 7~11, 同訳.
10. Plutarchos, *ibid*, "Cleomenes", 12~39, 同訳.
「……いま、アルゴル人達がクレオメネスから離反しようとしているので、ここにやって来たのだという。反乱を起したのは、アリストテレスなる者であった。かれは難なく民衆を説得した。何しろ彼らは、自分達のためにクレオメネスが、待望の債務の帳消しを全然実現させてくれないので、激しくいきり立っていたのであった」(同書, 20,)。
11. Aristoteles, *Athenaiion Politeia*, 40, 『アテナイ人の国制』村川訳) 第40章, 訳注(5).
Rostovzeff, *Social and Economic History of the Hellenistic World*, p.1367f.
12. Isocrates, *Panth.* 258f. Rostovzeff, *ibid.* p.140f.
13. Polybios, XIII. I. Busolt, SK. 1521.
14. Rostovtzeff, *ibid.* 943f.
15. S.I.G³., 684.
16. Rostovtzeff, *ibid.* p.943ff., Appianos, *Mithr.* 54~62
17. Rostovzeff, *ibid.* p.757.
18. K.ポランニー著, 玉野井芳郎・栗本慎一郎訳. 『人間の経済』第二巻, 306頁.
19. 『新聖書大辞典』(キリスト新聞社), 1473頁以下.
20. レビ記, 25:13, 14, 39~54, 27:16~25.
21. 列王記上, 21:2~3.

22. イザヤ書、5：8。
23. もっとも、この制度が実際に守られたという証拠は旧約聖書には見あたらず、ユダヤ人さえも、このまま守られたと言いかきることをためらっている。新聖書大事典、1473頁。
24. 「土地を売らねばならないときにも、土地を買い戻す権利を放棄してはならない。土地はわたしのものであり、あなたたちはわたしの土地に寄留し、滞在する者にすぎない。あなたたちの所有地においてはどこでも、土地を買い戻す権利を認めねばならない。もし同胞の一人が貧しくなったため、自分の所有地の一部を売ったならば、それを買い戻す義務を負う親戚が来て、売った土地を買い戻さねばならない。もしその人のために買い戻す人がいなかった場合、その人自身が後に豊かになって、自分で買い戻すことができるようになったならば、その人は売ってからの年数を数え、次のヨベルの年までに残る年数に従って計算して、買った人に支払えば、自分の所有地の返却を受けることができる。しかし、買い戻す力がないならば、それはヨベルの年まで、買った人の手にあるが、ヨベルの年には手放されるので、その人は自分の所有地の返却を受けることができる」（レビ記、25：23～28、新共同訳）
25. J. ペデルセン著、日比野清次訳『イスラエル』、117頁。
H. G. キッペンベルク (Hans G. Kippenberg) 著、奥泉康弘・紺野馨訳『古代ユダヤ社会史』96頁以下。
26. この「ゆるしの年」について、M・ウェーバーは、つぎのように述べている、「安息年については、イスラエル時代末期にも、それが実際におこなわれていたという証拠があるが、『ゆるしの年』については、それを回避することを法律がきわめて厳しく禁止しており、またネヘミヤ時代の誓約同盟においてもそれの遵守が強調されている（ネヘミヤ記 10：31[→32]）にもかかわらず——、ゆるしの年の規定を契約によって無力なものにしてしまう一つの形式（いわゆるProsbul）が、すでに早くから——終極的にはヒルレルによって——発見されている」（M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, Bd. 3, S.74〔内田芳明訳、113頁〕）、ウェーバー『法社会学』（世良晃志朗訳）422頁。
27. 「ヨベルの年の解放が実際に実行なされた証拠はない。しかしこれが実際に実施されたかを問うことよりも、觀念化されたヨベルの年の意義を問うことの方が重要である。つまり、本来親族秩序の維持を意図したこの規定が、全イスラエル人をその嗣業とクランとに連れ戻すという内容を持った、土地占取の想起儀礼にむすびついたのである」（キッペンベルク、同上書98頁）。
28. 武藤滋「古代メソポタミアの徳政令とその周辺」、『歴史評論』1983年11月号、4～14頁。
「古代バビロニア王の治世数百年の間に100回も徳政令（債務の棒びき）が発令されている史実は、この交易的価値自体の無力あるいは未成熟を示している」（佐伯陽介『日本共同体史論』71頁）。
29. この件について、クレンゲルは次のように述べている、

「……そこで、古バビロニア時代の支配者たちは再三再四『正義』をめざして努力を重ね、碑文のなかで繰り返し強調するように『寡婦と孤児、貧しい者と弱者』を守る法令を発布した。だが、かれらがそうしたからといつても、それはかれらが必ずしも『群衆』に責任を感じて……社会的欠陥を認識し、正義の『国土の父』なる名声を得るためにその欠陥を除去したかったからではなかった。むしろあのような規制は歴史的必然であり、直接生産者たちの社会的境遇と負担能力との低下によって否応なくせざるを得ないものであった。というのは、かれらの労働が国の経済の基礎となっていふばかりか、国家の政治的安定もその軍役に著しく依存していたからである。……債務免除や、その他の措置がちょうど初期古バビロニア時代に増加し始めるのも偶然ではない。多くの場合には支配者の治世の初めに早くもそのような『正義の行為』が為された。それはまた思いやりのある國父にして、巨大な家族の『家長』として、新しい支配者を送り込むことでもあった。それは神々の御心に適う企てであつて、長くて首尾よい統治をめざす積極的な序曲であった。イスィン、ラルサ、エシュヌンナ、バビロンを含む様々な諸国の中巴比ロニア時代の王たちの年名には、王が『国土に正しい秩序をうちたてた』こと、債務文書が破棄され、租税未納分は免除され、住民の義務遂行が軽減されたことが述べられる。これらの『社会政策』上の措置がもっと詳細に敍述されているのは、ハンムラビの名において大法典が書かれるより前の時代のものと知られる諸法規である」。

クレンゲル著、江上波夫・五味亨訳『古代バビロニアの歴史』102頁。

30. 武藤、前出論文、6頁。
31. 武藤、前出論文、10頁。

原田慶吉『楔形文字法の研究』183、318頁、

「……モーゼの法も、ヘブライの僕を買うときは、六年の間これに務めを為さしめ、第七年には贖を求めずしてこれを釈放すべきことを命じている（出エジプト記、21：2、申命記、15：12）。何れも長期間にわたる家族の搾取を禁ずる社会的立法と謂い得る。ローマに於ても、子供が売却せられて、奴隸類似の状態に立っても、五年毎に行われる戸口調査に於ける大祓に際して、主人の意志に反して解放せられるという規定がある（ガイウス、1・140）。イエーリングー派の主張によれば、これは利得の目的の為めに子供を売却した場合の規定であるが、若しも其主張が正しいとするならば、正に前二者と一脈相通する制度である」。

32. 武藤、前出論文、8頁。

なお、この問題についてクレンゲルは、つぎのように述べている、「こういうすべての『正義の行為』および今日私たちが知っている数よりも多かったであろう法規が完全に実効あるものではなく、小生産者たちの債務化を本質的に止める力をもたなかつたことは様々な事情から見て取れる。まずそのような行為は再三再四新たに為されなくてはならなかつた。なるほど特定の土地の住民のために『正義の創出』、『自由の確立』は王位に就いたばかりの支配者のプログラムに含まれており、一種の伝統的義務ともいべきものになっていた。しかしそのような措置が往々にして一人の王の治世内に何度もとられた証拠があるし、法規自体もやはりこのよ

うな方向で効果があれば良いとしていた。しかし、何といっても古バビロニア時代の無数の文書と手紙が『惡』は撲滅されなかつたことの雄弁な証拠である」（クレンゲル、同上書、108頁）。

33. 「……漢書、卷六、武帝紀元朔元年（128B.C.）三月甲子条には『立皇后衛氏、詔曰、……其赦天下、与民更始、諸逋貸及辭訟、在孝景後三年以前、皆勿聽治』とあり、また同卷昭帝紀始元四年（83 B.C.）三月甲子条にも『立皇后上官氏、赦天下、辭訟在後二年前、皆勿聽治』と見えている。その『逋』は滯納の租税、『貸』は朝廷から貸付けた穀物の類、つまり公に対する人民の債務である。また『辭訟』には民間で行なわれた錢穀貸借に関する訴をふくんでいると思われる。前期の詔はこのような訴の受理しない意味である。加藤（繁）博士によると、租税、その他、官に対する債務を免除することはまれではないが、『人民相互の債務を免除することは漢代に一二其例と思ぼしきものを認めるだけで、他の時代の記録には全く見出しえない』ということである。博士のいう一二例とは漢書（前掲）の例を指している（仁井田陞「補訂中国法制史研究（土地法・取引法）」、751～752頁）。
34. 「北魏の永安二年（529）のことであるが、魏書卷十孝莊紀には次のように出ている。（永安二年）八月庚戌詔、諸有公私請負、一錢以上、巨萬以遠、悉皆禁斷、不得徵責。同様の例は他にもあるかも知れないが（たとえば冊府元龜卷百四十七帝王部恤下二、開元二十三年五月詔に、閔輔を対象に『其公私旧債、亦宜停徵云々』とある）、この種のことはあまり資料上明瞭にあらわれていないことだけはたしかである」（仁井田、同書、752頁、752頁）。
35. 「新唐書卷五玄宗紀開元八年（720）三月條『免水旱州逋負』、卷八宣宋大中四年（850）四月條『蠲度支鹽鐵戶部逋負』あるいは卷九懿宗紀咸通七年（866）十一月『大赦、免咸通三年逋負』の類である。しかし私人相互間の免除例は明らかでない」（仁井田、同上書、752頁）。
36. 「唐會要卷八十八雜錄には宝曆元年（825）正月七日勅として次のことが出ている。しかしこれも私債を無條件に免じたのではない。應京城内、有私債経十年以上、曾出利過本両倍、本部主及元保人死亡、並無家産者、宜令臺府勿為徵理、そのいうところは『長安城中の民にして、個人の債を負うこと十年以上、利を出だすこと元金の二倍に達し、且つ本部主（借受人か）及び元保人（保証人）の死し並びに家産無き者に対して、其の債務を免除する』ということである」（仁井田、同上書、752頁）。
37. 仁井田、同上書、753頁。
38. 仁井田、同上書、754頁。
39. 仁井田、同上書、754頁。
40. 「壬寅、半減天下之調、仍悉免徭役……丁巳詔曰、天下百姓由貧乏、而貸稻及貨財者、乙酉年十二月三十日以前不問、公私皆免原、戊午改元、曰朱鳥元年、仍名宮、曰飛鳥淨御原宮」。
 （日本書記〔国史大系本〕卷二十九。天武天皇朱鳥元年秋七月）
 「德政」（杉山博）、「世界史事典」（平凡社）。
41. 笠松宏至『德政令』岩波新書。

笠松「徳政」，「徳政令」（平凡社大百科事典）。

42. このセイサクティアは，現代ギリシアにおいても，最近の話だが，パパドプーロスの軍事政権の下でおこなわれている。そのことを日本の新聞がつぎのように報道している，

「ギリシア政府は昨年四月，農民一戸当たり十万ドラクマ（約百二十万円）以上の借金はすべて棒引きにするという政令を実施した。農民の九割以上がその恩恵を受け，その総額は七十六億ドラクマ（九百十二億円）に達した。……夏のアテネは四〇度以上の暑さになるが，冬には雪が降る。とくに山間部の農村では，冬の仕事がなく，農民は寒さにふるえ，家はくずれるにまかせている状態だ。そして，国民の半分以上がそうした農民である。だが借金棒引きの『善政』のためか，昨年十一月の新憲法の国民投票では，都市の賛成票は都市の約七七%に対して，農村部では平均して九〇%以上が賛成した」（「朝日新聞」1969年1月20日号）。

また1988年6月9日のAsahi Evening News は，つぎの見出しの記事を乗せている，

“France Seeks Cancellation of Part of Third World Debts.”

43. アリストテレス『アテナイ人の国制』2：1～3（村川堅太郎訳），
藤繩謙三『歴史学の起源』236～238頁。
J. Beloch. *Gr. Gesch.*, Bd. I, I, 1912, S. 364. Anm. 2.
C. Hignett, *A History of the Athenian Constitution*, 1952, p. 88.
44. マルセル・モース『社会学と人類学』（有地亨・伊藤昌司・山口俊夫訳）
329～330頁。
45. K. ポランニー著，王野井芳郎・栗本慎一郎訳『人間の経済』I, 112,
114, 143頁。
46. モース，同上書，372頁。
47. モース，同上書，332～334頁。
48. モース，同上書，369頁。
49. モース，同上書，370頁。
50. 仁井田陞『補訂中国法制史研究（土地法，取引法）』，378～379頁，中
田 薫「日本庄園の系統」，『法制史論集』第二卷25頁以下。
「売買は杜売とか絶売とかいわれ，絶対的であり，何らの留保のないよう
な感を与えるながら，それに買戻約款がつけられることがあり，しかも買主
が売主に売価の足し前を幾度も支払わなければならぬ事情にあったことは，
権利関係が一刀両断的ではなく，その不安定性不確定性を示す好例である。
買戻條件付売買は質入とまぎらわしく，現実の法生活のうちにあって，両
者は必ずしも分析的に意識されてこなかった」（仁井田，同上書，330頁）。
51. 「太平興國七年二月二十日，契約書の作成者たる赤心郷（敦煌の郷名）
の（百姓呂住盈上）阿鸞二人は家計不如意で債務の辨済ができないところ
から，頭書の土地を買主都頭令狐某に，売價として毎畝壹拾貳磧の割合で
売渡した。契約書当日，代価と土地の受け渡しをすっかりすませた。売買
の後にあっても売主がよく買戻（修贖）そうとして来るときは買戻は許さ
れる。（能辨修贖（贖）此地來便容許）ただし売主以外のものが買戻そ
としてきてもそれは許されない。恩勅がででも論理のかぎりではない」

- (仁井田, 同上書, 684~685頁)。
52. この問題は菊地康明『日本古代土地所有の研究』に, くわしく論じられている(とくに同書, 165頁以下, 421頁以下)。
- 勝俣鎮夫『戦国法成立史論』では, この菊地の研究によりながら, つぎのように述べられている。
- 「わが国の古代社会における土地売却の『売』という語であるが, ……売券などの使用例においては, 賃租を表現する『売』と『永売』が存在するが, この『永売』も現在の売と同義語ではなく, 永・常であるということは, 現代的観念にみられるような抽象的な時間的無限性を意味するのではなく, ある限定に対置されてあらわれる時間を意味するのが永であり常であり, 永売地とは『一般貸借契約のように質地の受戻期限に限定しないとの意味』であることが明らかにされているのである。このように, 古代の現実の土地売買の語としては, 賃租はもちろんのこと, 永売においても, 今日の如き, その所有権の完全な移転を意味する語としては存在せず, 請戻・買戻が常にその前提とされていたという指摘は重要であり, 中世の売地の性格を考える上で, 基点とさるべきであると思われる」(勝俣, 同上書, 94頁)。
53. 笠松宏至『徳政令』(岩波新書), 勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書), とくに後者の161頁。
54. 勝俣, 同上書, 161~162頁。
- 「このような観念は, 日本でもおそらく, 近代にいたるまで農民のなかに継承されていったと思われる。中世社会の土地売買契約状などに, 売却した土地に対する子孫の取戻しを禁止することを記した相続人追奪担保文書がしるされる背景には, このような土地所有観念, 土地売却観念にもとづいて, 売却人の子孫が一種の正当な権利意識をもって, 売却した土地を取り戻す行為が存在したのである。そして事実, 子孫により, 寄進した土地や売却地が取戻された事例が散見される。また, 同じ観念にもとづくと思われる, 売却した土地を優先的に買戻す先買権, 売却した土地に対する処分干与権などの存在も知られるのである」。
55. 勝俣, 同上書, 162頁以下, 『戦国法成立史論』99~104頁。
- 「この地発という言葉は, 一五, 六世紀, 伊勢, 大和地方を中心に, その周辺部の土地売券などにあらわれる語で, 土地に関する地徳政ともよばれ, 売却地, 質入地など, 本主のもとから所有が移転した土地を, 本主が取戻す行為を意味する語である。この地発は, 通常, 売券と同じ行為をさすものとして徳政と併記されたり, 徳政令が出てこれがおこなわれたりする場合が多いが, 徳政令とまったく無関係におこなわれる在地の慣行としても存在したのである」(勝俣, 『一揆』162~163頁)。
56. 村田修三「惣と土一揆」, 岩波講座『日本歴史』第7巻, 162頁。
- なお地発については三浦周行がつぎのように述べている,
- 「而して幕府の徳政以外, 別に領主の私徳政, 内徳政なるものあり, 又坂本徳政, 洛外徳政あり。其単に土地の売買質入等に関するものをば, これを地発(地興, 地起とも書す)といへり, 当時の沽券には通例『徳政并地発』と聯書するも, 地発は徳政の一部なれば, 文明十七年五月二十五日

の畠地の沽券に『依_レ天下_ヲ，一同之徳政，雖_レ有_レ地輿_ヲ之沙汰_ヲ，不_レ可_レ有_レ改動_ヲ』云々と書せるを正しとすべし（春日神社文書）。要するに、徳政の種類多く、発布の度数多かりしは、此時代の特色なり」、三浦周行『法制史の研究』188頁。

また勝俣は、本文に引用した文章につづいて、こう語る、
「……ところで、この意識と関連して注目されるのは、『もし地おくるということがあっても、この土地を取戻さない』というように、この地発を『地おくる』という自動詞として用いる用法がみられることである。これによれば、当時移転した土地を、人間がおこすのではなく、移転した土地が、あるきっかけによりひとりでに生命によみがえらせるという観念が存在したといえる。おそらく、この『地おくる』という考え方のほうが、時代的に古いのであり、地発は、この『地おくる』という観念にもとづいておこなわれたと想定されるのである」（勝俣『一揆』、163～164頁）。